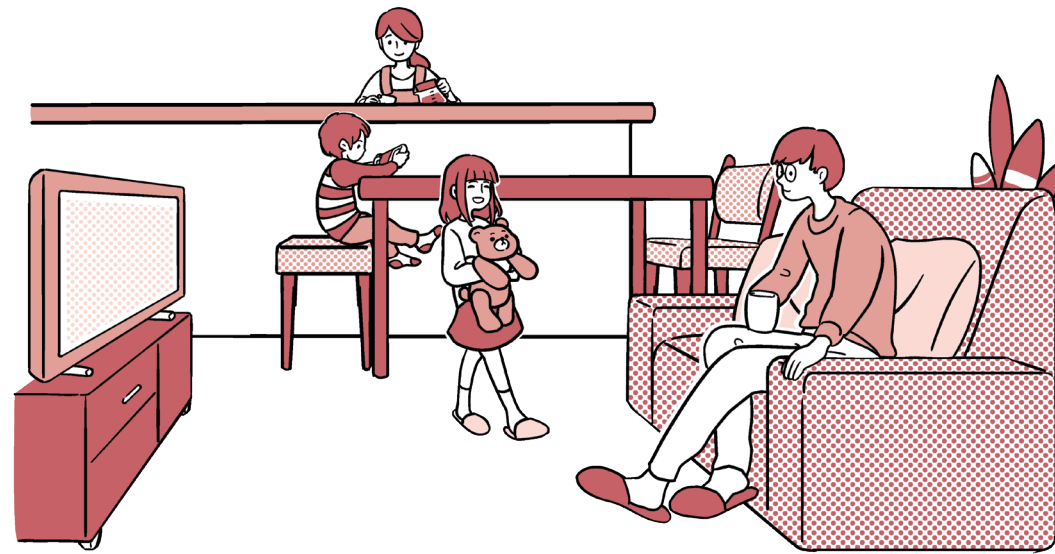


# SUPPORT YOU EVERY SINGLE DAY

これから始まる生活に24時間365日の**安心**を

突発的な設備不具合が起きた場合、どこに連絡していいのかわからない、  
管理会社に連絡しても深夜でつながらなかった…など、  
入居者の皆様のお声から生まれたサービスです。  
専門スタッフが皆様の生活をサポートいたします。



## 緊急サポート24

☎ 0120-381-643

またはLINEでも受付可能！

URL <https://taske.in/kinkyu24>

LINEをご利用の方は、下記よりチャット形式でお問い合わせに自動対応いたします。



Support  
01

## 緊急サポートサービス

6つのサポートで、お部屋の中で起きる設備不具合を対応します！



### 水廻りのサポート

トイレが詰まって流れない  
キッチンの排水が詰まった



### カギのサポート

鍵をなくして、家に入れない  
劣化して鍵が回らなくなった



### ガスのサポート

ガスレンジが点火しない  
お湯が出ない



### ガラスのサポート

突風でガラスが割れた  
誤ってガラスを割ってしまった



### 暮らしのサポート

子供と連絡がとれない



### 電気設備のサポート

管球交換をしても照明がつかない  
換気扇がつかない

9ヶ国語  
対応



英語、中国語、韓国語、タイ語、スペイン語、フランス語、ポルトガル語、ロシア語、ベトナム語

※2020.3現在

**無料** | ●出張費 ●最大60分までの基本作業

※詳しくは実施要項をご覧ください

**有料** | ●延長料金 ●部材料金 ●特殊作業料金  
●キャンセル料

※追加料金がかかります

●ご利用者さまのお声

初めての利用でドキドキしましたが、夜間の急な時にも迅速に対処してくれました。また困った時はお願いします！

20代女性



トイレが詰まった時に利用しましたが、電話対応も丁寧で、作業に来られた方も今後のアドバイスをしてくれ助かりました！

30代男性

Support  
03

## 盗難転居サポートサービス

空き巣の被害にあって、もう同じ部屋に住みたくない…  
そんな方の再出発を応援したい！新しいお部屋で心機一転していただく  
ために弊社から**10万円**をバックアップいたします！

※給付条件やお手続きについては、裏面の会員規約をご覧ください。



Support  
04

## プレミアム優待サービス

ホテルや温泉宿、グルメ、レジャーなど、全国約20,000施設が  
メンバー料金でご利用いただける会員優待メンバーシップです。

特典内容およびご利用方法の最新情報を  
サイトよりご確認の上ご利用ください。

<http://actcall.fc-club.com/>

認証コード：20050127



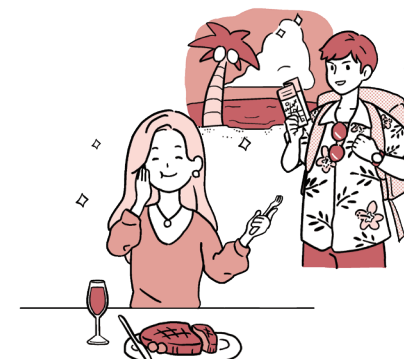
Support  
02

## 健康医療情報サポートサービス

健康相談・医療相談・介護相談・育児相談・生活相談  
メンタルヘルス・情報提供

24時間365日、「からだに関する相談」をお受けする電話相談窓口をご案内いたします。  
医師・看護師などが、病気や身体についての相談を分かりやすくアドバイスいたします。

※ このサービスは当社が診察・治療等の医療行為を行うものではありません。



最大  
50%  
OFF

トラベル  
●国内旅行・海外旅行  
●日帰り温泉  
●リゾートホテル  
全国約7,000施設

最大  
30%  
OFF  
ほか

レジャー  
●テーマパーク  
●遊園地 ●映画館  
●カラオケ  
全国約500施設

最大  
50%  
OFF

キャリア  
●お料理教室  
●英会話  
●資格取得  
全国約900施設

15%  
OFF  
ほか

グルメ  
●宅配ピザ  
●ファーストフード  
●居酒屋  
全国約500施設

最大  
20%  
OFF

ビューティー  
●ネイルサロン  
●美容院  
●リラクゼーション  
全国約200施設

最大  
66%  
OFF

スポーツ  
●スキー場  
●フィットネス  
●アウトドア  
全国約1,000施設

サービス提供元 / FCクラブ事務局



# 緊急サポート24利用規約

## 第1章 総則

### 第1条（適用関係）

- この利用規約は、株式会社アクトコール（以下「当社」といいます。）が提供する緊急駆けつけパッケージサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用等に関して適用されます（以下「利用規約」といいます。）。
- 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

### 第2条（定義）

- 「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。
- 「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請した本人（以下「本人」といいます。）及びその同居人で且つ、当社が登録した個人をいいます。

### 第3条（本サービスの利用）

- 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます。
- 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとしま

### 第4条（消費税率又は地方消費税率の変更）

本人は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第12条第1項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

### 第5条（有効期間）

- 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
- 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
- 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

### 第6条（登録情報の変更）

- 利用者は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

### 第7条（利用資格の取消し）

- 利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。
- この利用規約又は諸規定の定めに違反した場合
  - 不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合
  - 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する、又は密接な関係を有する場合
  - その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

### 第8条（個人情報）

- 当社は、本サービスの利用等を通じて当社が知り得た利用者の個人情報（以下「利用者の個人情報」といいます。）について、「個人

- 情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 利用者は、利用者の個人情報を当社が次の各号の目的の範囲内で使用することに同意するものとします。
    - 利用者より依頼を受けた各種サービスを当該利用者に対して提供するため
    - 本サービスの運営上必要な事項を利用者に知らせるため
    - 本サービスその他当社の商品等の改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
    - 本サービスの利用状況や利用者の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
    - 関連サービスや商品の情報を提供するため
  - 当社は、本サービスの提供に関わる業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に利用者の個人情報を取り扱わせることがあり、利用者はあらかじめこれに同意するものとします。
  - 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は利用者の個人情報を第三者に開示・提供することがあります。
    - 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
    - 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合
    - 当社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合
    - 当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合

### 第9条（規約の追加変更）

本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、追加又は変更する条項について、当社が別途指定する方法にて告知するものとします。

### 第10条（損害賠償額の制限）

当社は、本サービスの運営に関して会員又は利用者に損害が生じた場合、2万円を限度額として賠償責任を負うものとします。

## 第2章 緊急サポートサービス

### 第11条（内容）

- 利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用フリーダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。
  - カギの紛失・故障等、カギのトラブル（但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。）
  - 水廻りのトラブル
  - ガラスのトラブル
  - ガスのトラブル
  - 電気設備のトラブル（利用者が所有する家電製品は対象外とします。）
  - 悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル
- 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。

### 第12条（利用料金）

- 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります（第1号の場合については負担するものとします。）。
  - 60分を超過した作業の代金（超過10分ごとに1,500円（別税））
  - 現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
  - 利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員（以下「作業員」という。）到着後に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料（5,500円（別税））
  - その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の実費等を負担した場合
- 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
- 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別

- 途有料でサービスを依頼することができます。
- 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

### 第13条（除外事項）

- 次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。
- 建物共有設備におけるトラブル
  - 午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
  - 利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
  - 入居当初からの故障・破損に関するトラブル
  - 原状回復に関するトラブル
  - 地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
  - その他当社が不適切と判断した場合

## 第3章 盗難転居サポートサービス

### 第14条（内容）

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に当社から見舞金10万円を給付します。

### 第15条（見舞金の給付条件）

- 見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。
- 所轄の警察署に対して被害届を提出していること
  - 侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
  - 転居先として、本サービス加入時と同一の不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
  - 本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること
  - 本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります。）

### 第16条（除外事由）

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- 不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は重過失による場合
  - 利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に入りすることが可能な者による盗難の場合
  - 地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
  - その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

### 第17条（手続）

- 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
  - 当社所定の申請書（送金先の金融機関口座情報を含みます。）
  - 転居先の賃貸借契約書の写し
- 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

### 第18条（他の補償制度との関係）

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

## 第4章 健康医療情報サポートサービス

### 第19条（内容）

利用者は、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、この

サービスは当社が治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

## 第5章 プレミア優待サービス

### 第20条（内容）

プレミアム優待サービスは、当社の提携企業が提供する会員限定優待サービスです。本人は、プレミアム優待サービス専用ホームページに掲載されている宿泊施設やレジャー施設、ショッピング、グルメ、エステ、育児施設等を優待価格で利用することができます。

### 第21条（プレミアム優待サービスの利用）

- 本人は、優待サービスの利用に際し、プレミアム優待サービスの専用ホームページに記載されたプレミアム優待サービス会員規約をよく読み、同意した上で利用するものとします。
- 本人は、専用ログインID及びパスワードでプレミアム優待サービスの専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

### 第22条（変更・休止等）

プレミアム優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、任意に会員優待サービスの全部又は一部を変更すること、又は休止することがあります。

2017年6月1日改定

【お取扱店欄】